

日本学生支援機構 給付奨学金について

進路指導部 奨学金担当

1. 給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育無償化に向けた国の施策のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給することにより進学等を支援するものです。

2. 申込資格

2027年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- | |
|---------------------------------|
| (1) 2027年3月に初めて高等学校等(本科)を卒業予定の人 |
| (2) 初めて高等学校等(本科)を卒業後2年以内の人 |

3. 採用基準

学力・家計(収入・資産)の基準を満たす人を採用します。

学力基準 次の①・②のいずれかを満たす人

- ① 高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上
- ② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学習意欲を有する※こと

※ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学習意欲を有しているか否かを判定するため、高等教育機関への進学目的等に関するレポートを学校へ提出してもらいます。

家計基準 次の①・②の両方を満たす人

- ① 収入基準 …… 申込者(生徒)・生計維持者(父母等)の所得等に基づき住民税非課税又はそれに準ずる世帯(第I区分～第IV区分)※と認められること

※ 収入・所得の上限額の目安

(単位:万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)				(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の収入金額)			
		第I区分	第II区分	第III区分	第IV区分	第I区分	第II区分	第III区分	第IV区分
2人	本人、親(★)	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	本人、親(★) 中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	本人、親①(★) 親②(無収入)、中学生	271	303	378	635	182	212	287	475
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、大学生、中学生	親①:321 親②:100	親①:395 親②:100	親①:461 親②:100	親①:698 親②:100	親①:217 親②:100	親①:277 親②:100	親①:353 親②:100	親①:530 親②:100

- ② 資産基準 …… 本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額
 ※未満であること
 ※ 生計維持者が1人の場合：1,250万円、生計維持者が2人の場合：2,000万円

4. 対象となる学校種

日本国内の大学・短期大学・専修学校（専門課程）（※1）

学校の種別（課程）	給付奨学金	貸与奨学金
大学（学部）・短期大学	国又は地方公共団体より給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校が対象です。 （※2）	対象です
専修学校（専門課程）		対象です ※ JASSO の奨学金を取り扱っていない学校もあります。

※1 高等専門学校第4学年に編入学する場合も対象です。（給付奨学金、貸与奨学金とも）

※2 給付奨学金の対象となる確認を受けた学校の一覧（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

5. 支給月額

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分 （住民税非課税世帯の者）	29,200円 （33,300円）	66,700円	38,300円 （42,500円）	75,800円
第Ⅱ区分 （住民税非課税世帯に準ずる世帯の者）	19,500円 （22,200円）	44,500円	25,600円 （28,400円）	50,600円
第Ⅲ区分 （住民税非課税世帯に準ずる世帯の者）	9,800円 （11,100円）	22,300円	12,800円 （14,200円）	25,300円
第Ⅳ区分 （多子世帯の者）	7,300円 （8,400円）	16,700円	9,600円 （10,700円）	19,000円

- 第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限される。
- 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額になる。
- 通信教育過程では、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関らず、（第Ⅰ区分）51,000円、（第Ⅱ区分）34,000円、（第Ⅲ区分）17,000円が原則として年1回支給されます。